

**熊本県告示第188号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成15年2月28日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字早楠字大野 617、636、647、656、658、字三本松 704、731、750、751
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに砥用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第189号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。  
平成15年2月28日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所まつぼっくり 玉名市山田高岡原 2016-1	医療法人社団 あすなる会	平成15年2月7日

**熊本県告示第190号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成15年2月28日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成15年2月28日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	324号	天草郡有明町大字大浦字経ノ峯 同所 1468番1地先から 字梨ノ木平 1405番1地先まで	前	12.8 ～ 31.0	309.0	国道改
			後	14.5 ～ 31.0		
"	389号	天草郡天草町大字下田南字佃 同所 同字 574番2地先から 568番1地先まで	前	10.5 ～ 13.0	26.0	単道改
			後	10.5 ～ 15.0		
"	446号	球磨郡水上村大字湯山字下川端 2095番2地先から 球磨郡湯前町字塩利 5121番1地先まで	前	7.0 ～ 56.0	965.6	特改一種
			後	14.0 ～ 65.0		